

医療費助成のオンライン資格確認の事務委託等に係る 自治体説明会

令和8年10月19日

政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

＜1. 令和9年度以降の医療費助成のオンライン資格確認利用の事務委託に係る契約について＞

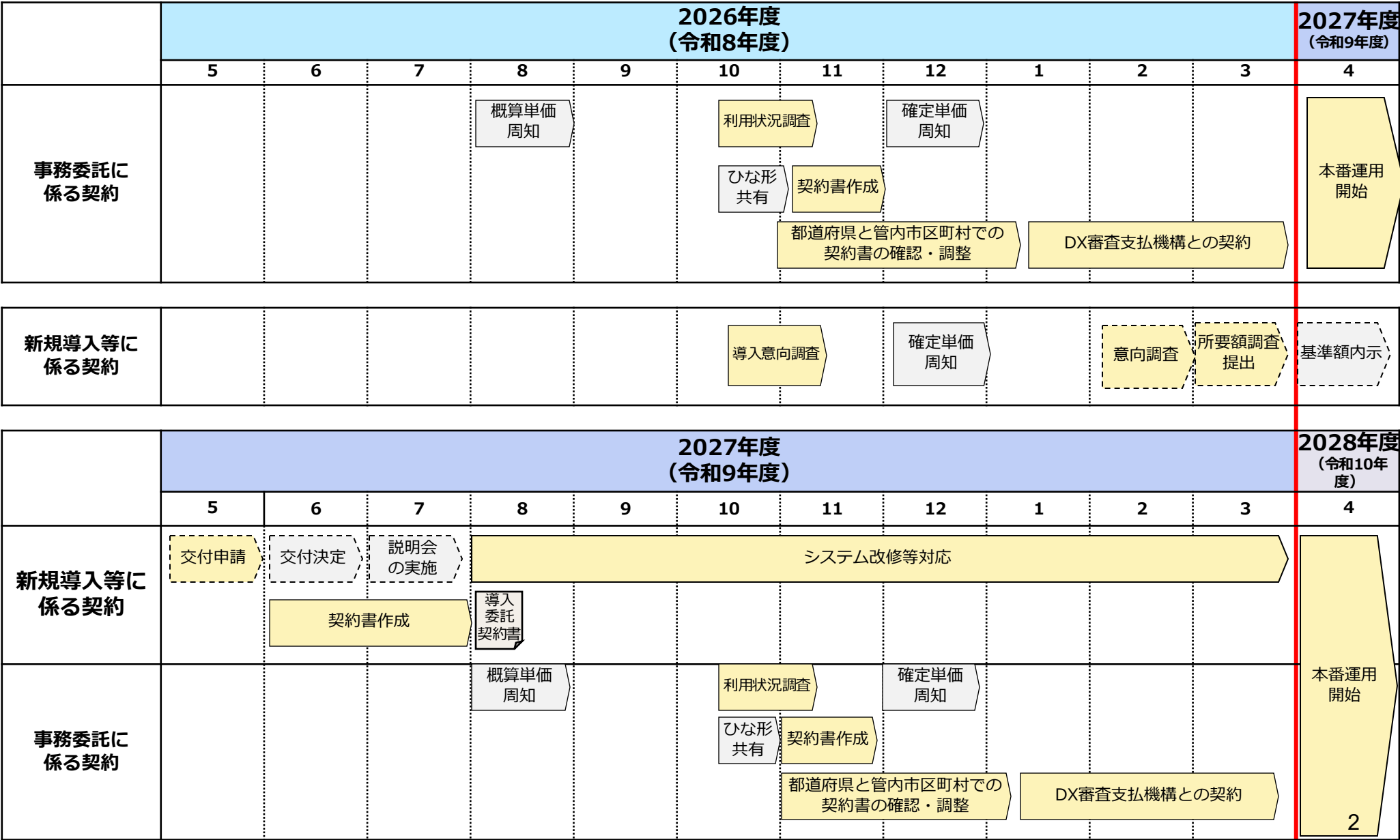
医療機関等におけるオンラインでの有効な資格情報の確認、医療費助成の実施主体及び関係システムとの必要な情報連携、対象者への情報提供その他医療費助成における電子資格確認を実現するために必要な事務をDX審査支払機構に委託するための契約

- 契約書（ひな形）
- 具体的な事務の流れについて
- 利用状況調査について
- 契約事務の委任について
- 事務委任契約について

＜2. 令和9年度以降の医療費助成のオンライン資格確認の新規導入・変更に係る契約について＞

DX審査支払機構において自治体の事前検証環境や本番環境構築の調整等を実施するための契約

医療費助成のオンライン資格確認に係る契約の流れについて



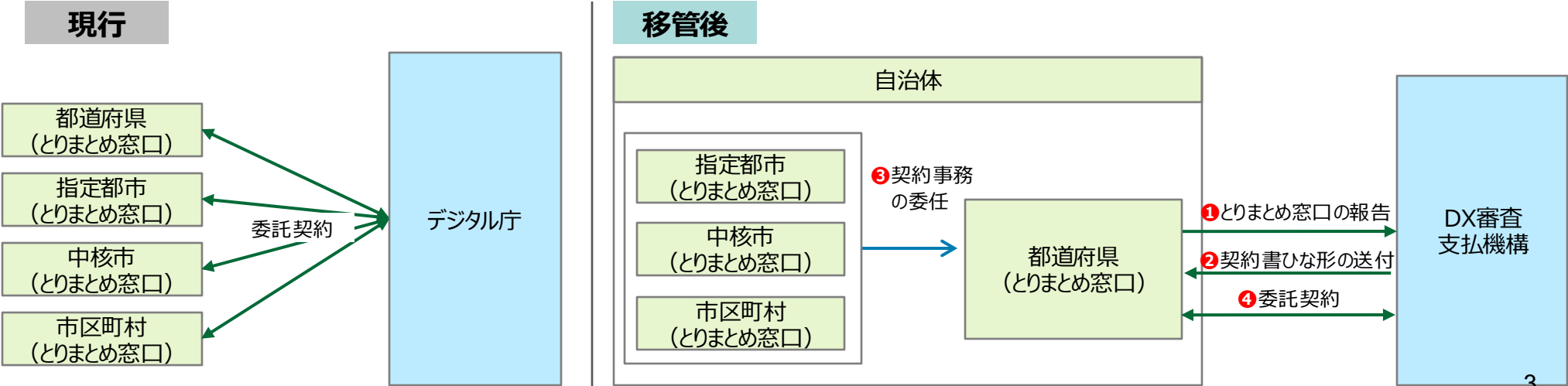
1. 令和9年度以降の事務委託に係る契約について

- デジタル庁が実施している先行実施では、**各自治体がそれぞれ、デジタル庁と契約を締結**している状況（複数の医療費助成制度の事務を委託する場合も、1本の契約書で対応）。
- 自治体及びDX審査支払機構の契約事務の負荷軽減を図るため、移管後の令和9年度からは**都道府県が管内市区町村から契約事務の委任を受け、代表としてDX審査支払機構と契約を締結**する方法とする。
- 具体的な事務（自治体での契約にあたっての対応）は、契約書のひな形とともに、9月頃に厚労省から周知予定。

具体的な事務の流れ

- ① 委託する医療費助成制度は自治体によって所管する制度が多様であるため、現行の委託契約・システム改修補助金申請実務と同様に、**市区町村（指定都市・中核市を含む）はとりまとめ窓口を設定**。都道府県は**都道府県のとりまとめ窓口をDX審査支払機構に報告**。
- ② DX審査支払機構は、**都道府県のとりまとめ窓口に契約書のひな形を送付**。
- ③ 市区町村のとりまとめ窓口は、都道府県のとりまとめ窓口に対して**委任状・委任状別紙（委託する制度一覧）を提出し契約事務を委任**。
- ④ 都道府県は管内市区町村の委任状をとりまとめ、**管内市区町村の代表として、都道府県の委託事務とともに、契約書別紙にとりまとめの上、DX審査支払機構と契約を締結**する。

※ デジタル庁との現行契約は令和8年度末までとし、令和8年中に令和9年度以降のDX審査支払機構との委託契約の準備を進めることとする。
（令和8年度中に導入する自治体は、令和8年度中はデジタル庁との委託契約の締結が必要）



1 - 1 契約書（ひな形）について

【記載内容の概要】

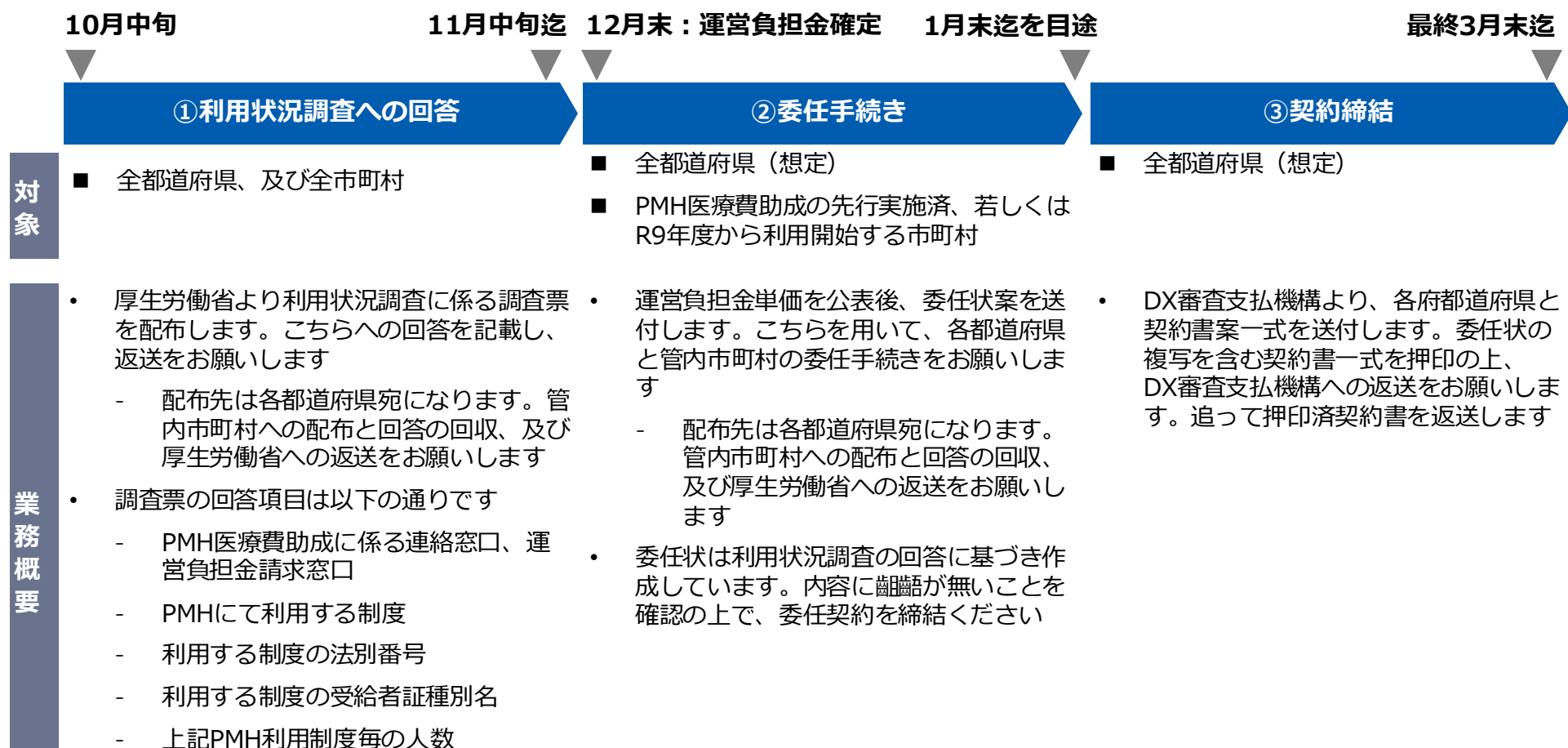
書面	契約書書類名	書類概要
本文	公費負担医療制度及び地方単独医療費助成制度における電子資格確認等事務に関する契約書	■ 契約書本文
別表1	委任者たる市町村及び対象制度一覧	■ 都道府県へ事務委託契約を委任する市町村の一覧、および各市町村が事務委託を行う制度の一覧を記載 ※ 各市町村の委任状と内容を一致させてください。
別表2	委託者たる都道府県の対象制度一覧	■ 都道府県が事務委託を行う制度の一覧を記載
別添資料	オンライン資格確認を行う委託制度及び根拠法令等一覧	■ 別表1、2および委任状に記載の利用制度の根拠法等を纏めた一覧
別紙1	運営負担金に係る取扱い	■ 運営負担金単価、及び請求方法を取り決めに記載
別紙2	特定個人情報等に係る取扱い	■ 特定個人情報の取り扱いに係る規程を記載
別紙3	私的独占等の不正行為及び暴力団排除に関する条項	■ 各不正行為の取り扱いに係る規程を記載
-	Public Medical Hub（医療費助成のオンライン資格確認）システム利用規約（自治体向け）	■ PMH（医療費助成のオンライン資格確認）利用に係る各規約を記載 ※ 当該契約及び委任（市町村の場合）にて同意済として取り扱います。
-	委任状	■ 各市町村が都道府県に、当該契約に係る事務手続きを委任するための書類 ※ 都道府県とD X 審査支払機構との契約締結時には原本の複写を書く市町村に送付ください。
-	（委任状別紙） D X 審査支払機構に委託する事務の一覧	■ 各市町村がD X 審査支払機構に委託するPMH利用制度の一覧を記載 ※ 利用状況調査の回答と内容を一致させてください。

1 - 1 契約書（ひな形）留意点について

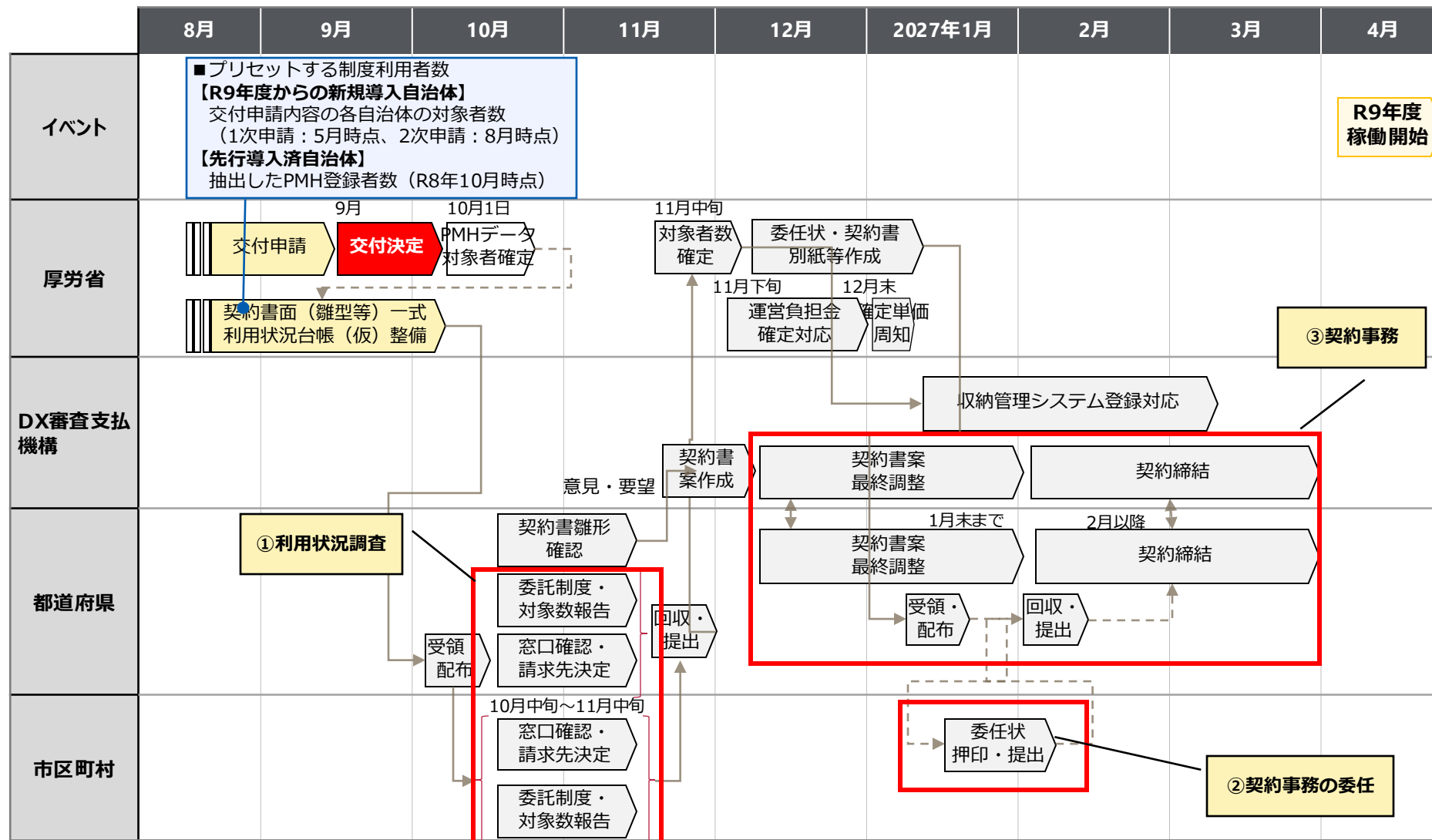
事項	概 要
01. 契約の期間	■ 令和9年4月1日から令和10年3月31日
02. 契約の当事者	■ 各都道府県並びに各市町村とDX審査支払機構
03. 契約における制度単位	■ 法別番号別の受給者証名称の組み合わせ
04. 費用の請求	■ 各都道府県並びに各市町村 ※ 請求の窓口は、自治体ごとに1つを指定してください。 ※ 連絡窓口・請求の窓口については、利用状況調査にて報告いただきます。 ※ 請求書は、窓口宛てに送付し、内訳を添付します。
05. 運営負担金	■ 令和8年10月1日現在における助成対象者数に月額単価を乗じて得た額 ■ 令和9年度にPMH医療費助成システムに参加予定となっている制度（令和8年10月1日現在において、対象者情報が登録されていない制度を含む）は利用状況調査にて報告された登録予定数に月額単価を乗じて得た額 ■ 月額単価（概算見込み）：5円61銭 【単価算出方法】 登録対象者数1人当たり月額単価＝運営負担金対象経費（見込：1,010百万円） ÷登録 対象者数（見込：1500万人）÷12ヶ月 ※ 運営負担金対象経費は、DX審査支払機構の事務費用、システム運用保守経費、医療保険者中間サーバの利用に係る経費
06. 契約の更新	■ 本契約は同様の条件により自動的に1年間更新 ■ 契約内容の変更が必要な場合は、有効期間終了1か月前までに連絡をください。 ■ なお、月額単価や別表1 委任者たる市町村及び対象制度一覧、別表2 委託者たる都道府県の対象制度一覧は、契約内容の一部変更の形で更新する予定です。

1 - 2 具体的な事務の流れについて

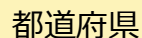
- 医療費助成のオンライン資格確認の事務委託に係る契約については、①契約に係る準備調査（利用状況調査）、②市区町村が都道府県と行う契約事務の委任手続き、③都道府県とDX審査支払機構で締結する事務委任契約の流れで契約を行います。



参考) 令和9年度医療費助成事務委託契約締結の流れ (全体スケジュール)



玉



管内市区町村（都道府県・中核市含む）

②自治体別記入用単票（イメージ）

F	S	T	U	V	W	
電話番号	介護医療	難病	小児慢性			
			受給者数	委託対象	受給者数	
	受給者数	委託対象	受給者数	委託対象	受給者数	
16-43-7046	0	0	1	8000	1	350
15-24-9112	0	0	1	0	1	0
13-55-8075	0	0	1	12758	1	587
16-30-0207	0	0	1	6480	1	259
14-24-6366	0	0	1	0	1	0
1-853-5314	0	0	1	0	1	0
17-63-1111	0	0	1	0	1	774
16-62-6626	0	0	1	0	1	0
14-32-3032	0	0	1	0	1	0

②自治体別記入用単票（イメージ）

010006_北海道_記入用単票.xlsx				2026/07/21 C		
011002_北海道札幌市_記入用単票.xlsx				2026/07/21 C		
012006_北海道函館市_記入用単票.xlsx				2026/07/21 C		
	A	B	C	D	E	F
012		記載項目			バックデータ	記入人
		全道地方公共団体コード			131 016	131 016
		自治体名			東京 都千代田区	東京 都千代田区
012		部署（郵局、課、係など）名称			総合政策部・政策企画課・政策調整担当	総合政策部・政策企画課
012	連絡窓口				東京 花子	
		担当者氏名			'sessa@chynyodai.jp	'sessa@chynyodai.jp
012		代表メールアドレス			03-1234-5678	03-1234-5678
		電話番号				
012		郵便番号				
		住所				
012	請求者等郵便先	組織名及び担当部署				
		担当者氏名				
		電話番号				
		申請機関印鑑			表記対象	1

③委任状（自治体別）（イメージ）

	111007_埼玉県さいたま市_委任状.docx	2026/07/21
	112011_埼玉県川越市_委任状.docx	2026/07/21
	112020_埼玉県熊谷市_委任状.docx	2026/07/21
	112038_埼玉県川口市_委任状.docx	2026/07/21
	112062_埼玉県行田市_委任状.docx	2026/07/21
	112071_埼玉県秩父市_委任状.docx	2026/07/21
	112089_埼玉県所沢市_委任状.docx	2026/07/21
	112097_埼玉県飯能市_委任状.docx	2026/07/21

① 利用状況調査について

事項	概要
目的	● 公費負担医療制度及び地方単独医療費助成制度における電子資格確認等事務に関する契約にあたり、必要な事項収集を目的に実施します。 ➢ <u>利用状況調査で得た情報により、運営負担金の対象者数を確定します。</u> ➢ 契約に必要な委任状（案）、別表1 委任者たる市町村及び対象制度一覧（案）、別表2 委託者たる都道府県の対象制度一覧（案）を作成するための情報として使用します。 ➢ PMH医療費助成の運営に必要な窓口、運営負担金請求窓口を設定いただきます。
確認事項	● PMH医療費助成に係る連絡窓口、運営負担金請求窓口、PMH利用有無（制度毎）、利用する制度の法別番号、受給者証種別名、登録対象者数
調査の手順	① 各都道府県宛に当該都道府県、並びに管内市町村分の調査票を厚労省より送付します。 ② 各都道府県より、各管内市町村へ調査票を転送ください。 ③ 各都道府県、並びに各管内市町村は調査票への回答記入をお願いします。 ※R9年度にPMH利用しない自治体も必ず提出してください（該当がないことの確認のため）。 ④ 各管内市町村は、回答済みの調査票を都道府県へ提出してください。 ⑤ 各都道府県は管内市町村から回答済みの調査票を取り纏め、自都道府県分の調査票と合わせて厚生労働省に提出してください。
留意事項	✓ PMH医療費助成に係る契約事務が煩雑にならないよう、契約事務の委任を行いますので、<u>自治体ごとの連絡窓口、運営負担金請求窓口につきましても、ひとつにまとめていただきますようお願いします。</u> ✓ 調査票にはR8年度の補助金申請等書類、並びにPMHデータ（先行実施済自治体のみ）に基づく各自治体のデータをプリセットして送付します。内容を確認いただき、相違なければ修正は不要です。修正・追記・削除すべき個所があれば、漏れなく調査票へ記載ください。 ✓ 補助金申請書からでは把握できない事項がありますので、漏れなく調査票へ記載ください。 ✓ 特に<u>PMH利用制度、並びに制度利用人数について、当該調査の結果を以て運営負担金の算出根拠</u>とします。そのため、正確に記載いただくと共に、<u>確実に令和9年度から記載した制度利用ができるよう準備を進めてください。</u>万が一<u>令和9年度からのPMH利用ができない場合でも、当該調査票の回答に準じた運営負担金を負担いただく可能性があります</u>ので、十分留意ください。

利用状況調査について

	A	B	C	D	E
1			記載項目		バックデータ
2			全国地方公共団体コード	11■■■■■	
3			自治体名	埼玉県■■■市	
4	連絡窓口		部署（部局・課・係など）名称	■■■■部 ■■■■課	
5			担当者氏名	■■■■■	
6			代表メールアドレス	■■■■■@■■■■.jp	
7			電話番号	0■■■-■■■■-■■■■■（内線■■■■■）	
8			郵便番号		
9			住所		
10	請求書等郵送先		組織名及び担当部署		
11			担当者氏名		
12			電話番号		
13			請求書宛名		
22			委託対象	○	
23			法別番号		16
24			受給者証種別名称		
25			受給者数		5
34			委託対象	●	
35			法別番号		52
36			受給者証種別名称	小児慢性特定疾病医療費受給者証	
37			受給者数		402

連絡窓口は、補助金の意向等調査の様式1で登録いただいたデータにプリセットしています。変更がある場合は修正をお願いします。

※ 一般市町村については、登録時のまま更新がされていないのでご注意ください

請求書等郵送先は現在必要事項を把握していませんので、入力の上回答をお願いします。

「委任対象：○」の制度は、当該自治体に補助金申請で回答いただいたデータに基づき各項目をプリセットしています。
以下について、確認・対応をお願いします。

- ・ 委任対象に誤りがないか
- ・ **受給者証種別名称の記入**
- ・ 受給者数が正確な値になっているか

「委任対象：●」はPMH由来のデータをプリセットしています。記載内容に誤りがないか確認をお願いします。

利用状況調査について

	A	B	C	D	E
95			原爆二種	法別番号	
96				受給者証種別名称	
97				受給者数	
98				導入済	
99			(参考) 地単こども	補助金活用	
100				補助金未活用	
101				受給者数	
102				導入済	
103			(参考) 地単障害	補助金活用	
104				補助金未活用	
105				受給者数	
106				導入済	
107			(参考) 地単ひとり親	補助金活用	
108				補助金未活用	
109				受給者数	
110				導入済	
111			(参考) 地単その他	補助金活用	○
112				補助金未活用	○
113				受給者数	92
114				具体的内容(活用)	妊産婦医療費助成 分類番号007
115				具体的内容(未活用)	老人医療費助成 分類番号006
116				法別番号	
117			地単1	受給者証名	
118				制度名	
119				受給者数	
120				委託対象	
121			地単2	法別番号	
122				受給者証種別名称	

- 補助金申請データは参考情報として調査票へ記載しています。
- 記載内容をさ実際に「地単1」「地単2」...へ記載をお願いします。

② 契約事務の委任について

事項	概要
目的	■ 都道府県で各市町村の委託事務手続きを集約することで、円滑・確実な契約手続きにする ■ PMH利用に係る契約等各手続きの簡素化、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」）からの周知・報告事項の都道府県への集約化等、市町村側の事務手続き負担の削減
利用する書類等	● 別添資料「委託対象制度一覧」 ● 利用状況調査で得た情報により作成した契約に必要な委任状（案）を送付いたします。 ● ※各都道府県と管内市町村間にて、上記委任状に基づく委任契約の手続きをお願いします
委任の手順	① 各都道府県宛に管内市町村分の委任状（案）及び当該都道府県分の契約書：別表1 委任者たる市町村及び対象制度一覧（案）を送付します ② 各都道府県より、各管内市町村へ委任状及び別表1を転送ください ③ 市町村は委任状の内容に齟齬がないか確認の上、日付記載・押印し返送ください（2部） ※委任状及び別表1は、利用状況調査の回答結果を基に作成されています。 ④ 都道府県は、受領した委任状の内容が別表1と相違ないことを確認の上、押印し1部を保管、1部を市町村へ再送ください ※委任状の押印の流れや順番等は各都道府県の手続きに依るものとします
留意事項	✓ 委任状は12月～2027年1月頃送付の予定です。その後の契約手続きを令和8年度中に無理なく完了するため、1月末迄を目途に本手続きを行ってください ✓ 令和9年度にPMH医療費助成を利用しない市町村は手続き不要です

③ 契約事務について

事項	概 要
契約内容（概要）	■ 当該都道府県、並びに都道府県に当該契約手続きを委任する市町村が指定する医療費助成制度について、PMHを利用したオンライン資格確認を可能とするための事務手続きを委託する ■ 都道府県、並びに市町村は、委託する事務手続き、並びにPMH分野横断共通機能、PMH医療費助成の利用に係る運営負担金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に支払う
契約手続き（想定）	① 各都道府県宛に契約書一式（各2部）をDX審査支払機構より送付 ② 各都道府県にて、各書類の記載内容を確認ください。 ※契約書の内容や手続きに係る疑義がある場合はDX審査支払機構へ連絡ください ③ 各書類の確認が完了したら、日付記載・押印し返送ください（2部） ※契約書別表1、および別表2は、利用状況調査の回答結果を基に作成されています。 ④ DX審査支払機構にて押印の上、1部を保管、1部を都道府県に返送します
留意事項	✓ 契約書は委任状と共に12月～2027年1月頃送付の予定です。委任手続きが完了次第、契約手続きを行ってください ✓ 最終の手続き期限は令和9年3月末となりますが、DX審査支払機構側での手続きの集中を避けるため、極力前倒しでの対応にご協力ください

令和 7 年度以前のデジタル庁との委託契約書について

令和 7 年度以前にデジタル庁と各自治体で締結した委託契約書について、第 8 条（有効期間）に基づき、令和 9 年 3 月 31 日付で契約更新を停止します。※令和 8 年度にデジタル庁と契約締結を行った自治体は対応不要

○契約更新停止に関するご通知について

各自治体に向けた通知についてはLoGoフォームに掲載いたします。通知のダウンロード状況を確認するため

必ず「受領する」ボタンにチェックを入れてからダウンロードを行ってください。

■ インターネット環境用：<https://logoform.jp/form/Zi7M/1802811>

■ LGWAN環境用：<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/Zi7M/1802811>

○契約更新停止に関するご通知のダウンロード期限について

通知のダウンロードは令和 9 年 1 月末までに行ってください。

2 月時点でダウンロードが確認できない場合は、デジタル庁より各自治体へ連絡をさせていただきます。

○本件に関するお問合せ先

本件に係る質問事項等ございましたら、以下の問合せ専用フォームよりお問い合わせください。

■ インターネット環境用：https://logoform.jp/form/Zi7M/pmh_inquiry

■ LGWAN環境用：https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/Zi7M/pmh_inquiry

2. 新規導入・変更に係る委託契約について

- 医療費助成のオンライン資格へ対象者情報を登録可能にするためには、DX審査支払機構において導入に向けた自治体の事前検証環境や本番環境構築の調整等を実施する必要があります。
- 本経費を運営負担金に含めると既に医療費助成のオンライン資格を導入している自治体が、その費用負担を負うこととなるため、令和9年度以降に新規導入・変更する自治体には、**運営負担金とは別に、新規導入・変更に必要な費用をご負担いただくこと**としています。
- 費用額は、その導入自治体数に応じて費用が変動するものの、**数十万円程度を想定**している。
- 10月頃に導入・変更に係る意向調査を実施します（具体的な内容は追ってお知らせします）。

	2026年度 (令和8年度)											2027年度 (令和9年度)	
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
新規導入等に係る契約						導入意向調査		確定単価周知		意向調査	所要額調査提出	基準額内示	
新規導入等に係る契約	2027年度 (令和9年度)												
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
	交付申請	交付決定	説明会の実施	システム改修等対応									本番運用開始
		契約書作成		導入委託契約書									
事務委託に係る契約				概算単価周知			利用状況調査	確定単価周知				15	
							契約書作成	都道府県と管内市区町村での契約書の確認・調整	DX審査支払機構との契約				

事前質問

ひと、くらし、みらいのために

運営費負担金について①

Q 自治体が負担する令和9年度以降の運営負担金について、積算根拠の詳細を示してほしい。

A 登録対象者数1人当たり月額単価は、運営負担金対象経費（見込：1,010百万円）を登録対象者数（見込：1500万人）と12ヶ月で割ったもの。運営負担金に係る費用は、PMH医療費助成に係るシステム運用保守経費、DX審査支払機構の運営に要する経費となっています。
概算見込み額の5.61円は、現時点で判明している情報に基づく概算であり、今後、関係者と密に調整を行いながら費用の精査を進め、12月頃に確定の単価をお示しする予定です。

Q 自治体が負担する令和9年度以降の運営負担金について、補助金や地方交付税等の措置はあるか。

A 令和9年度予算に係る事項であることから、現時点で確定的なことはお答えすることは困難です。
現在、令和9年度予算要求において、運営負担金対象経費に対して、その費用の一部をDX審査支払機構に補助するものを要求しています。また、地方交付税措置についても総務省と調整を行っています。

Q 運営負担金について、「令和8年10月1日現在における助成対象者数に月額単価を乗じて得た額」とありますが、助成対象者数には、資格喪失した者は助成対象者数に含めなくてよいのか。

A 令和8年10月1日時点において、PMHへの登録対象となる有効な受給資格を有する助成対象者数です。令和8年10月1日時点で資格を喪失している方や、同日以降に新たに認定・登録される予定の方など、将来見込み人数は含まれません。

運営費負担金について②

Q 令和9年度にPMH医療費助成システムに参加予定となっている制度の場合に利用状況調査で回答すべき対象者数の考え方は。

A 利用状況調査で回答する対象者数は、令和8年10月1日現在のPMHへ登録対象となる有効な受給者証を有する者を回答ください。令和8年10月1日の登録対象者数が把握できない場合は、把握できる最新の対象者数としてください。所得超過等により受給者証が発行されていない者、有効期限切れ又は廃止済みであり、有効な受給資格を有しない者は含みません。複数の受給者証を有する者は、それぞれに足し上げてください。

Q 同一の受給者が複数の制度または一つの制度で複数の受給者証を保有している場合は、1人として取り扱ってよいのか。

A 医療費助成のオンライン資格確認では、同一の受給者が複数の受給者証を保有している場合、受給者証ごとに資格情報が登録されます。そのため、対象者数については、それぞれの受給者証ごとに計上してください。

Q 令和8年10月1日現在における助成対象者数の算出方法について、10月1日時点で0人となっている制度は、該当する対象者が発生する可能性があるが、対象日時点の人数での報告でよいのか。

対象者数が基準日以降に増減した場合の費用の算出方法は。

A 費用の算出は、基準日（令和8年10月1日、令和9年度にPMH医療費助成システムに参加予定となっている制度については、利用状況調査において登録された対象者数）に月額単価を乗じた額を12ヶ月分、ご負担いただく令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年度間の契約になりますので、その間に対象者数の増減があっても負担額の変更はありません。契約時に登録された対象者数と実態との間に大幅な齟齬がある場合には、年度途中であっても、契約内容を実態に即した内容に修正することを想定しています。

運営費負担金について③

Q 10月1日時点の助成対象者数について確認する方法はあるか。

A 医療費助成のオンライン資格に係る利用状況調査を実施します。調査票には、令和8年10月1日現在における登録対象者数又は令和9年度にPMH医療費助成システムに参加予定となっている制度（令和8年10月1日現在において対象者情報が登録されていない制度を含む。）はシステム改修に係る補助金（地域診療情報連携推進費補助金）の申請情報をプレフィルして送付いたしますので、記載内容をご確認ください。

Q 今年の概算要求資料に自治体負担の激変緩和措置として運用経費等を補助とあり、要求が認められた場合、月額単価5.61円の一部又は全部が補助されると思料するが、その場合、契約書上どのように処理される想定（契約書別紙1の単価を直接書き換える等）か？

A 激変緩和については、要求が認められた場合、医療費助成のオンライン資格システムを運用するDX審査支払機構に対して補助をすることを予定しています。このため、運用経費から補助額を除いた金額を、登録見込み者数及び12ヶ月で除して算出した数値を月額単価としてお示しすることになります。

契約手続について①

Q 契約の事務委任の煩雑化を防ぐため、自治体ごとの連絡窓口及び運営負担金請求窓口をひとつにまとめるように記載されているが、連絡窓口＝契約に関する窓口になるか。また、契約に関する窓口と運営負担金請求窓口は別々の部署が設定できるものと考えてよいのか。

A PMH医療費助成に係る連絡窓口は、自治体間又はDX審査支払機構との契約手続に関する連絡窓口です。運営負担金請求窓口は、DX審査審査支払機構から請求する運営負担金に係る請求書の受領及び支払手続に関する窓口です。なお、連絡窓口と請求窓口は同一の担当者（部署）でも、それぞれ別の担当者（部署）で差し支えありません。

Q 令和9年度以降の新規導入・変更に係る委託契約について、市町村分も都道府県で契約事務の取りまとめをする必要があるのか。また、新規導入・変更するたび委託契約を締結するという認識でよいのか。

A 市町村における令和9年度以降の新規導入・変更に係る委託契約は、都道府県において取りまとめていただく想定はしておりません。また、新規導入・変更ごとに契約を締結していただくことになります。なお、市町村が本番運用開始する場合、契約事務の委任に基づき、都道府県において契約手続きを行っていただくことになります。

Q 取りまとめる都道府県が全市区町村分を含む一覧を作成するには、事務負担が大きいと感じるため、国で様式を作成・配布することは可能か。

A 契約書の別表1・別表2、委任状の別紙については、利用状況調査を元に作成したものを送付させていただきます。

Q 契約の有効期間については、契約書本紙第11条に規定があり、また第12条で異議がなければ自動更新されるとある。ところで、第4条及び別紙1で、月額単価についての定めがある。この単価は毎年変動されることが予想されるが、月額単価のみの変更であっても、契約を再度締結し直す想定か

A 契約書は自動更新をするものですが、月額単価並びに別表1及び別表2は、毎年更新が必要になる認識であり、契約書の一部変更を行う想定です。

契約手続きについて②

Q 運営負担金について、制度の実施主体とPMH連携の主体が異なる場合、請求の窓口を制度の実施主体とすることは可能か。医療費助成は実施主体が都道府県である一方、PMH連携は市町村となっている。そのため、DX審査支払機構との契約は市町村が取り交わすが、運営負担金は都道府県が負担するものと想定している。このような場合に、利用状況調査で各市町村が当制度のみ請求先を都道府県を指定することは可能か。

A 本契約書における実施主体は「医療費助成のオンライン資格の事務をDX審査支払機構へ事務委任する者」を示します。費用の請求はPMH連携の実施主体である自治体ごとにとりまとめいただいた窓口にさせていただきますので、例示のような場合、市町村に請求書を送付、お支払いいただきます。

Q 都道府県跨ぎの現物給付化を進める場合、令和9年度からは、DX審査支払機構との契約により、これまでの社会保険診療報酬支払基金（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）」との契約は不要という認識でよろしいでしょうか。

A 今回の契約は、医療費助成のオンライン資格の事務に係る契約になりますので、審査・支払に係るDX審査支払機構との契約は引き続き必要になります。

Q 委任状において本文と別紙がありますが、「別紙」であるためそれぞれ印刷して綴じたうえで、割印を押印する必要がある（両面にするのは不可）と解釈してよいですか。委任状に対する公印は必須であり、省略は認められないと解釈してよいですか。

A 委任状の形状についてはご認識の通りです。公印については、原則として押印いただく想定ですが、自治体内の文書管理规定等に従った処理をお願い致します。

請求・支払手続きについて①

Q 運営負担金の請求窓口は自治体ごとに1つにまとめる必要がありますが、請求書に添付される内訳には、庁内での所管課ごとの予算の付け替え（例：子ども医療、障がい者医療などの制度ごとの按分）が行えるよう、法別番号ごとの金額を明記してくれるのか。

A 請求書の内訳は、法別番号と受給者証名称の組合せを制度単位とする予定です。

Q 運営負担金の請求の流れを教えてください。請求額は実績ベースで一括支払となるか。概算払いの後、実績確定後に精算払いとなるのか。

A 運営負担金については、令和8年10月1日現在における助成対象者数を基準人数として費用負担額を算出し、確定いたします。そのため、年払いについても、実績に基づき精算するものではなく、基準人数に基づき算出された確定額をでお支払いいただくこととなります。
また、請求については、契約書別紙1「運営負担金に係る取扱い」の第3及び第4に記載があります通り、原則月払いとして、対象月の請求を翌月上旬に送付し、月末までにお支払いいただくことを想定しています。

Q 請求は請求書か、納付書か。制度により担当課が異なり、また、予算の枠が異なることが想定されるが、1つの自治体が複数の支払い（合計したら請求額になる）をすることも許されるか。

A 請求書を予定しております。請求書単位でのお支払いでご対応願います。

新規導入・変更契約について①

Q P M Hを使った有資格者確認の運用を開始しているが、現在は、医療費助成を管理する保健福祉総合システムが標準化移行前の状態で運用されており、令和9年9月に標準準拠システムへ移行される予定。標準準拠システムへ移行後においても、標準化移行前と同じ医療費助成の有資格者情報をアップロードする予定だが、このようなケースにおいて、「新規導入に要する費用」の負担は必要がない認識で正しいか。

A 新規導入・変更に関する契約は、新規導入を行う自治体、制度の追加のある自治体を対象に契約を結んでいただく想定です。システムの移行や連携方法の変更については、新規導入・変更に関する契約は不要とする予定です。

Q 令和9年度以降の新規導入・変更に係る契約について、「新規導入・変更」の定義を教えてください。システムの移行や連携方法の変更についても変更には該当するか。

A 新規導入は、医療費助成のオンライン資格に参加していない自治体が新たに参加する場合、変更については、既にいくつかの制度で参加している自治体が、新たな制度を追加する場合を想定します。システムの移行や連携方法の変更については、新規導入・変更に関する契約は不要とする予定です。

Q 令和9年度以降の新規導入・変更に係る契約について、費用負担は制度ごとに必要か

A 新規導入・変更に関する契約は、自治体単位で契約を結んでいただく想定です。制度数により費用額の変動はありません。

新規導入・変更契約について②

Q 新規導入に係る契約と事務委託に係る契約の関係を教えてほしい。

A 新規導入・変更に関する契約は、医療費助成のオンライン資格を導入するための準備に係る作業を委託するもの、事務委託に係る契約は医療費助成のオンライン資格を実施するための契約になります。
令和10年に新たな制度で医療費助成のオンライン資格を導入する場合を例にすると、令和9年度に新規導入・変更に関する契約を締結していただき、導入のための準備を行い、令和10年4月1日からの運用開始に向けた事務委託に係る契約を締結していただく流れになります。

Q 令和8年度中に準備が完了している制度は、新規導入・変更に関する契約を締結する必要はあるか。

A 令和8年度中に準備が完了している場合は、新規導入・変更に関する契約の締結は不要です。事務委託に係る契約を締結していただくことで医療費助成のオンライン資格が可能になります。貴自治体で令和9年度に向けて新たな制度を追加する場合は、新規導入・変更に関する契約を締結していただく必要があります。

Q 新規導入・変更に係る契約に対する補助金はあるか。

A 令和9年度予算要求において、自治体向けの新規導入・変更に係る契約に対する補助金は要求しておりません。

その他について①

Q 公費負担医療制度において電子資格確認の仕組みを制度化するための規定について、現時点で想定されている具体的な内容（該当する省令や想定される運用）があれば教えて欲しい。

A 「厚生労働省令で定める方法」については、訪問診療等の場面における資格確認の方法や、システムトラブル等でオンライン資格確認が実施できない場合の確認方法について健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）及び健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和6年厚生労働省告示第349号）を参考に定める予定です。